

昭島市指定給水装置工事事業者の違反に関する処分基準

令和元年9月10日から実施

昭島市指定給水装置工事事業者に関する規定	該当事項	処分内容
第8条第1項第2号	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
第8条第1項第2号	昭島市指定給水装置工事事業者に関する規定第2条第2号で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し
第8条第1項第3号	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの（法人の場合は役員）である事が判明したとき。	指定取消し
第8条第1項第3号	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき	指定取消し
第8条第1項第3号	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
第8条第1項第3号	次ぎに掲げる事由により、業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（法人の場合は役員）である事が判明したとき。	
	① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	取消し又は停止
	② 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止
	③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止
	④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止
	⑤ 文書注意に従わないとき。	文書警告
	⑥ 文書警告に従わないとき	指定停止
⑦ 市長の承認を受けずに工事を施工したとき、工事完成後に市長の検査を受けなかったときその他これらに類する行為をしたとき。	指定停止	
第8条第1項第3号	法人であって、その役員のうち昭島市指定給水装置工事事業者に関する規定第3条第1号から第4号までに該当する者がいることが判明したとき。	取消し又は停止
第8条第1項第4号	規定第7条第1項に規定する事項に係る変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
第8条第1項第4号	給水装置の新設等の工事の事業に係る廃止、休止若しくは再開の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
第8条第1項第9号	施行した給水装置工事が、水道施設又は工業用水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止
第8条第1項第5号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定停止
第8条第1項第5号	市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止
第8条第1項第5号	水道法施行令第5条の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止
第8条第1項第5号	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止
第8条第1項第5号	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止
第8条第1項第6号	給水装置の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止
第8条第1項第7号	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき	指定停止
第8条第1項第8号	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し
第15条第3項	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務を行うに当たり支障があるとき。	指定停止
第8条第1項第1号	不正の手段により指定を受けたとき。	指定取消し

指定停止を受けた者が、当該指定停止を受けた日から2年以内に再度指定停止に相当する行為を行ったときは、指定取消しにします。